

ID: 366

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	名寄市道の駅条例 第15条第2項において読み替える場合の第11条		
例規番号	平成19年条例第15号		
<p>【根拠条文】 (利用料金の減免) 第11条 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市道の駅条例施行規則第4条の規定による。 (利用料金の減免) 第4条 条例第11条の規定により、指定管理者が利用料金を減免することができる事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するとき。 (2) 地域振興上、市長が必要と認めるとき。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日